

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
A-4	アスベストに関する法規制はどうなっているのですか。 (令和5年4月1日更新)	

【答】

アスベストに関する法令は、主に次のようなものがあります。

- ① 労働安全衛生法（厚生労働省）
- ② 石綿障害予防規則（厚生労働省）
- ③ 作業環境測定法（厚生労働省）
- ④ じん肺法（厚生労働省）
- ⑤ 大気汚染防止法（環境省）
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（環境省）
- ⑦ 建築基準法（国土交通省）
- ⑧ 宅地建物取引業法（国土交通省）
- ⑨ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（国土交通省・環境省）
- ⑩ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（国土交通省）

なお、県ではアスベストに関する条例の規制を設けており、詳細はE-32をご覧ください。

《主な内容》

● 労働安全衛生法

- ・ アスベスト及びアスベスト含有製品（0.1重量%を超える）の製造、使用等の全面禁止
- ・ 除去作業計画の届出
- ・ アスベスト取扱業務従事者への健康被害防止対策（作業管理・健康診断等）

● 石綿障害予防規則

- ・ 建築物の解体等の作業を行う場合のアスベスト使用の有無の事前調査、報告、掲示等を義務付け
- ・ アスベストが使用されている建築物等におけるアスベスト除去、囲い込み、封じ込め作業を行う際の届出、労働者教育、飛散防止措置等を義務付け
- ・ 建築物等の吹付けアスベスト、保温材、耐火被覆材等について、損傷や劣化などでアスベストが飛散する恐れがある場合の除去等を義務付け

● 大気汚染防止法

- ・ アスベスト製品製造施設の届出義務、敷地境界における規制基準（大気中の濃度の許容基準：アスベスト繊維10本/リットル）
- ・ 建築物等の解体、改造又は補修に係るアスベストの有無の事前調査、報告、掲示等
- ・ アスベストが使用されている建築物等におけるアスベスト除去、囲い込み、封じ込め作業の届出義務、作業基準（隔離、湿潤化等の飛散防止措置）

● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- ・ アスベスト廃棄物（廃石綿等、石綿含有産業廃棄物）の保管基準、処理基準、委託基準等

● 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

- ・ 対象建設工事の分別解体等に係る吹付け石綿等の付着物の有無の調査及び除去等の措置の実施義務並びに当該工事に着手する日の7日前までの届出義務

参考 一般社団法人 JATI協会ホームページ

<http://www.jati.or.jp/>